

港区商店街浸水対策 支援補助金

区内商店会加盟店舗(賛助会員含む)が取り組む
浸水対策に係る費用の2/3(60万円限度)を助成



対象店舗

以下のいずれにも該当する **区内商店会加盟店舗**(※賛助会員含む)

1. 資本の額若しくは出資の総額が1,000万円以下の法人、常時使用する従業員の数が30人以下の法人又は個人 ※風俗営業等を営む事業者は除きます
2. 法人にあっては法人都民税及び法人事業税を、個人にあっては特別区民税及び都民税を滞納していないこと
3. 1階、半地下など浸水の被害を受ける可能性がある店舗

※賛助会員とは…近隣に商店会が無い店舗が加入できる港区商店街連合会の会員です。
加入方法など詳細は、港区商店街連合会にお問い合わせください。

港区商店街連合会HP→



補助金額

60万円を上限に補助対象経費の**3分の2**(千円未満切捨)

募集店舗数

30店舗程度 ※予算額に達した時点で募集を終了とします。

各種期限 それぞれ郵送の場合は、必着

交付申請

令和8年

1/30 金

実績報告

令和8年

3/6 金

補助対象事業	
補助対象事業	浸水対策における取組
補助対象項目	工事費、撤去費、施工監理費、設備・備品購入費、設備・備品設置運搬費 等

助成の流れ

1

交付申請

2

交付決定通知

3

契約、施工、
工事完了、支払い

4

区へ完了報告



申請方法

以下の書類を下記の申請先住所までご提出ください。

申請に必要な書類

- ①交付申請書
- ②事業計画書
- ③誓約書兼提出書類チェックシート
- ④予定事業の見積書
- ⑤店舗の案内図、配置図、平面図
- ⑥納税証明書(いずれも最新のもの)
(法人:法人都民税及び法人事業税
個人:港区役所発行の特別区民税・都民税)
- ⑦履歴事項全部証明書(登記簿謄本)
※ 発行から3か月以内のもの(法人のみ)
- ⑧法人事業概況説明書(最新のもの)
※資本金が1,000万円を上回る法人のみ
- ⑨区内での営業が確認できる書類(営業許可証・開業届等)
※①～③の資料は港区HPよりダウンロードしてください。

注意事項

- ・ 交付決定以降に事業を実施することが条件です。
- ・ 令和8年3月6日(金)までに改装及び支払いが完了することが条件です。
- ・ 消費税は対象外です。
- ・ 申請内容(経費)に関して国、東京都、東京都中小企業振興公社等の補助対象となっていないことが条件です。
- ・ 事業実施年度から起算して5年以内に廃業した場合は、補助金の返還が必要です。

問合せ先

港区産業振興課産業振興係
☎03-6435-4601



申請先住所

〒108-0014
港区芝5-36-4 札の辻スクエア8階